

令和7年度国土交通省と（一社）建設産業専門団体連合会との
定例意見交換会

日時：令和7年7月30日（水）10:00～

場所：ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階「瑠璃」

【共通テーマ1】

【議題】

「『労務費の基準』の実効性ある活用について」

【趣旨】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の処遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきたいと考えております。

【（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会会長 要望】

共通テーマ1に掲げさせていただきましたのは、議題として「『労務費の基準』の実効性ある活用について」でございます。昨年度第三次・扱い手3法が成立いたしまして、建設業法等が改正され、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対

して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止することとなりました。違反した受発注者には国土交通大臣等が勧告するという厳しい対策も示されております。その結果、現在労務費の基準が職種ごとに作成されることになり、このことを専門工事業界として大歓迎いたしております。

今後は策定された労務費の基準が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要であると考えます。しかしながら、公共工事の落札の基本が入札により安値にあるために、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化し、職員の給与を上げる原資が確保できない恐れもございます。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点について取組をお願いしたいと存じます。

1番目は、安値受注を繰り返さないため、「価格競争から質の競争へ」という意識改革が重要となります。関係する業界団体へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げたいと思います。

2番目として、建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の待遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきますようお願い申し上げます。

【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業政策調整官 回答】

1つの周知・啓発というところについてお答え申し上げたいと思ってございます。

建設業は受注産業でございまして、過去、やはり品質ではなくて、労務費、労働環境を犠牲にした厳しい競争、結果として待遇改善が進まない1つの原因になっていると考えているところでございます。こうした事情を背景にいたしまして、改正建設業法に基づきまして、冒頭御説明いたしましたけれども、「労務費の基準」を新しくつくりまして、これを著しく下回る見積り・契約を禁止することとしてございます。こうした新しいルールによりまして、専門工事企業の方々まで原資となる労務費が支払われてダンピング等のは止も期待されるところでございます。

改正法の成立以降、改正法の趣旨を広く御理解いただけるように、受発注者向けの説明会など、これまで全国各地で開催してきたところでございますけれども、今までに12月の全面施行に向けて、先ほどのワーキンググループでも労務費の基準の作成、実効

性確保策の検討を進めているところでございますので、今後例えばそうした労務費の基準の確保、労務費の基準に関する説明会を全国で開催いたしますとか、労務費などの必要経費を見積書にしっかりと記載していくことが大事だと思ってございます。

ですので、ひな形や作成手順を作成するといったところも国としてお示ししながら、労務費を明示した見積書の普及促進に取り組むなど、労務費の基準が建設業界の相場観として機能していけるように、周知・啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。引き続き関係者に御理解いただきながら適正な労務費が確保される競争環境の整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室長 回答】

建設Gメンに関する御要望についてお答えさせていただきたいと思います。

技能労働者の賃金原資である労務費を確保し、適切な支払いを行うためには、まず契約当事者が著しく低い労務費の見積りや変更依頼を行うことを禁止するなど、改正建設業法のルールを遵守して適切に価格交渉をしていただく必要があると思っております。弊省ではこれまでも「建設業法令遵守ガイドライン」におきまして、不適切な取引事例を具体的に示すことによって、適切な価格交渉をはじめとする適正な取引が受発注者間、また、元請・下請間で行われますよう法令遵守の徹底を図ってまいりましたところでございます。

さらに、今般の建設Gメンに関しましては、建設工事の請負契約について、公共工事・民間工事を問わず、発注者、元請・下請の各取引関係者において公共工事設計労務単価の水準を踏まえた適正な請負代金による契約が行われて、労務費の基準が確実に反映された適正取引が推進していきますよう各種取組を通じて尽力しているところでございます。

そして、下請取引等実態調査などをやって得られた情報を有効に活用いたしまして、建設Gメンの調査をより効率的・効果的に実施してまいりますとともに、不適切な取引行為が確認された場合には、適宜改善指導を行うことによって適正な水準の労務費が確保された取引を推進して、労務費の基準の実効性を確保してまいる所存でございます。

【司会】

全国を回った感触といいますか、Gメンの方へお願いしてきたことを御報告を兼ねてさせていただきます。

やはり現場に行っても塩対応の現場が、何しに来たんだと邪魔者扱いのように相当言わ

れると。そういう場合、どうしたらしいんですかねみたいな、生の相談なんかもありますて、そういうところはばれたくないから余計行つたらしいのではないですかと。我々からすると、労務費に手を突っ込んで利益を出しているような体質のところは御退場いただかなければいかんと。それが基本だと思いますのでということで、まず何を見てくるかというところがGメンの方の非常に難しいポイントであると思います。

それと、法律として総価一式の御説明が先ほどありましたけれども、これまで総価一式なんていうのに何が悪いのだと。契約書、見積書にても総額一式幾らという形で、指導としては見積り、中身をやってくださいよということですけれども、日建連ですら見積り尊重宣言と言っていますけれども、我々が御提出した標準見積書尊重宣言とは言っていないわけですね。ここが実は肝で、Gメンの方はそれぞれの見積書に対応して見ていかなければいかんので、非常に難しいと。

なので、我々も周知していきますけれども、できれば標準見積書をとにかく置いてくると。そうすることによって、標準見積書の経費にはここが入っていますよとか何が入っていますよというものをGメンの方にも周知していきやすいということと、標準見積書には我々それぞれの業界団体がピンで出していますので、これを今建専連内で経費の統一をしていくて、どこにどのように入れていくのかという、経費項目は結構ややこしいですので、どこに何が入っているかということなんかも含めて整理してまいりますので、ぜひとも標準見積書を受け取っていただきたいというような指導をしていただきたいということをお願いしてまいりました。

それと、法律ですよということを前面に出してくださいと。法律が変わったのですよと。これまでの商環境を変えてくださいねということではなくて、これは業法改正ですと。担い手3法を変えたのですよという法律の重みを説いてきてほしい。このテーブルもそうですし、現場の第一線の方々は、そんなことの情報すら余り入ってこない。現場の所長はこのコストでやりくりするということがミッションなわけですので、余り聞きたくない情報は耳に入れないようにされている方もおられますし、そういう意味では、法が変わったのでコンプライアンスを守らないと社内的にも問題になりますよというような、所長、当責者としての責務として非常に問題が出てくるということを説いていただきたいというお願いもしてまいりました。

あと、経費のところ、これからワーキングも入っていきますけれども、見積書の柱に建退共が入っています。これ建退共というのは、我々の認識として何か公共工事で印紙をく

れるという制度だぐらいの理解なのですよ。建退共は事業主がかけるものだという基本的なところが余り理解されていないというか、業者としてかけてこなかった人もいると。中退共とか独自の退職金システムを持っているところもございます。

という中で、経費に入れてくださいねということになりますと、ある元請さんは建築・土木、民間・公共、両方全て担い手確保というか、業者のために我々がポイントを買って付与すると言っている元請さんと民間工事は知りませんよという元請さんと両方ございます。その場合に、見積書に載るか載らないかがここで決まるわけです。ですので、見積書に載せないのは、それは元請さんがポイントを買ってくれているから。

ポイントを自分たちで買わないといけないものを見積りしないと、逆に経費の柱に入っていることを見積りしないといけないということになりますので、入っていたり入っていないというのがなかなかGメンの方にも分かりづらいと思うので、そこも併せてそういう見積りの内容になりますということもお願いをしてまいりました。

いずれにしても、Gメンの方の目線として、実効性あるようにと言われても何を見てきたらいいかというのがなかなか非常に難しいというところですので、戻りますけれども、経費という1点のポイントを決めていかないと、やはり我々建専連としては、国が調査した基準的、平均的な41%、ここをスタートラインにしていただきたいと。

それにプラスアルファ、建設職人基本法なんかで安全の経費を足しなさいよ、今であれば空調服を絶対着なさいとか、現場では墜落防止のためにダブルセーフティーで2丁掛けの今の安全帯を着けなさいとか、非常にコストになっているわけです。昔の安全経費という経費を調査した頃からすると相当増えています。

それと、建退共もそうです。払ってもらえないところが増えている。でも、どこかでポイントを決めないといけないので、ぜひとも41%からスタートしていただいて、アジャイルということですので、我々個社ではもう弱い立場ですから、業界団体として、例えば建専連と日建連、全鉄筋と日建連とか全建さんというような団体交渉にして、適正な経費の基準はやりながら見直していきましょうよというのが正しい姿ではないかなと思っておりますので、ここも含めてぜひとも経費の確保ということ、経費を確保されない限り、下には絶対流れませんので、これだけはお願いしておきます。

経費が適正にもらえない限り、会社を維持させないと職人の給料を払えなくなるので、会社を維持させる経費を抜いて下に流すという構造は全く変わらないので、どこかで労務費と経費のポイントを見つけて、これは競争外ですよと。競争は利益、一般管理費の中で

しなさいよというようなこの線引きを明確にしていただきたいなと思います。

【共通テーマ 2】

【議題】

「さらなる適正な工期の設定について」

【趣旨】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として、適切な工期が確保できないためとの回答が最も多く寄せられています。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたい。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のために、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【(一社) 全国建設室内工事業協会会長 要望】

議題「さらなる適正な工期の設定について」。建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全

週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働しても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として、適切な工期が確保できていないためとの回答が最も多く寄せられています。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いいたします。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、適正な工期の確保に向けて発注者側の理解促進の取組を進めていただくとともに、その際、特に民間工事に対してこれまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。また、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見が少なくありません。週休二日制等の推進のためにには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業政策調整官 回答】

①につきましてお答え申し上げたいと思ってございます。

建設業を将来にわたって持続可能な産業にしていくためには、官民挙げて働き方改革をしっかりと推進していく必要があると考えてございます。まず地方公共団体に対してでございますけれども、週休二日の取得が促進されますように、週休二日工事の実施、それから、その際に必要な経費の計上につきまして総務省と連名で要請を行っております。また、都道府県公契連等の場がございますので、そうした際には、直接国から地方公共団体に対して働きかけなどの取組を進めているところでございます。

また、民間発注工事でございますけれども、時間外労働上限規制の周知はもとより労働時間の適正化に向けて適正な工期の働きかけに取り組んでおりまして、令和6年11月には厚生労働省と連名で長時間労働の改善とか必要経費の支払いにつきまして発注者に対して要

請を行ったところでございます。引き続き公共工事・民間工事問わずに週休二日を前提とした適正な工期の設定を推進し、働きやすい職場環境の実現を目指していきたいと思ってございます。

【国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長 回答】

続きまして、②公共工事において8月を休工にするなど工期設定を試験的に導入していただきたいというところにつきまして、技術調査課から回答させていただければと思います。

国土交通省直轄工事においては、令和5年3月に工期設定指針を改定し、猛暑日を考慮した工期設定を行っております。積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、適切に工期変更を行い、その工期延長日数に応じて増加費用を計上しているところでございます。御提案いただきました8月の休工期間の設定につきましては、地域の気候や工事の内容、また、周辺環境などの実情を考慮して設定していくことが重要だと考えております。

例えば関東地方整備局の宇都宮国道事務所では、受発注者の協議の上、猛暑期間の7月、8月に現場作業を休工する取組を試行的に実施しています。試行を通じて、その効果や課題等をしっかりと検証しながら、効果が見られた取組については全国展開していきたいと考えております。

また、本年6月、労働基準法を所管する厚生労働省と連名で、猛暑など自然的要因による不稼働期間が想定される場合には、年間を通じて労働時間を柔軟に設定することができる変形労働時間制の活用について、元請団体を含む建設業関係団体に対してパンフレット等による周知を行ったところです。

今後も地域の実情や皆様方の意見を踏まえながら、試行的な取組を通じて多様な働き方を支援してまいりたいと考えております。また、直轄工事の中で得られた知見につきましては、様々な機会を通じて地方自治体にも情報提供してまいりたいと考えております。

【司会】

先ほどの工事は宇都宮でしたでしょうか。

【国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長 回答】

宇都宮国道事務所の舗装工事において、受発注者協議により7月、8月を休工にする取組を試行していますので、試行を通じて今後検証を行なながら、効果が見られた取組をしっかりと横展開してまいりたいと思っております。

【司会】

ありがとうございます。それすら知らなかつたので、例えはすけれども、8月休工というのは例えはの話で、フレックスだと思うのですよ。これからは次の世代を担う若い子らが求める働き方を提供できる産業に人が来ると。自分たちの働き方に合わせて、ここだったら働くかというようなところに人が来ると思うので、特に建設業は、サマータイムという意見も各地で出ていましたけれども、サマータイムにして暑いときは休みましょうと。

そうしたら、これは私も大反対ですけれども、24時間のうちに寝る時間が8時間として労働時間が8時間、あと8時間が家族の時間と。しかし、建設業は大体前後3時間か4時間拘束時間があります。現場に移動しないといけないので家族といいる時間が相当短くなる。そこで8時間労働をもし延ばせば、もっと拘束時間が長くなつて家族といいる時間が短くなるのですね。家族もそうですし、彼女もそうですし。

そういうところに果たして来るかなと考えると、現場で暑いからどんどんどんどん延ばせば来なくなるので、それこそ一例で8月ということで、そういう休み方、働き方の提案を建設業が始めるみたいに、そういうキャッチャーな、人を寄せるような、恐らく8月の1か月休んでいる産業はないと思うのですよ。これが扱い手確保のまず第一歩といいますか、よその産業がやってないことをしないと、建設業って最近社会保険に入りました、最近土曜休みになりました、賃金は今低いけれども、上げていきます。ここに人が来るかといったらまず来ないわけですね。

ですので、今欧米並みに賃金を上げないとという目標を我々も掲げて声を上げていますけれども、何かもっと本質的な働き方改革というものを提案できないと、よその産業に目線を合わせて同じようにしただけでは建設業界には来ないと思います。ですので、8月をどこか試験的に、国土交通省という組織はやはり建設業を牽引する先導役的な役割があると思っていますので、民間発注者にも地方自治体にも、いや、国が職人の命を守るために8月休工にするという取組を始めた、8月は子供や家族と一緒に過ごしましょうみたいなキャンペーンを打つとか、何かそういうような、次の世代の人が見て、おっ、建設業何か始めよったなという一手がないと、規制ばかり厳しくして、夏に熱中症対策をしないと罰則だみ

たいな、今ちょっと変な方向に進んでいるのではないかなと。

企業側に、熱中症なんかなろうと思ってなっていないですし、大丈夫かなと思ってもいきなり倒れたりするわけですね。そこに規制をかけるよりも、命に危険があるのだったら休みましょうというのが僕は普通ではないのかなと。安倍総理がコロナのときに、家にいましたねという、紅茶か何か飲みながらのがありましたけれども、あのとき現場はがんがんやっていたわけですね。

親は、勉強しないとああなるよと恐らく言っているのですよ。エッセンシャルワーカーと思っているのは我々だけですから。テレビでも物流と医療はエッセンシャルワーカーと言いましたけれども、建設業のけの字も出ませんでしたよね。それぐらい何か身内の中の固定概念に固まっているというか、よその産業の人と話をするといろいろなヒントもありますので、ぜひともどこかで始めないと始まらないので、全国の局長にはそれぞれお願いをしてまいりました。どこか試行的に1つでもいいので、そのときにメディアの方も来られているので、そのようなキャッチャーな、新たに建設業が取り組むような先手を打たないと人は来ないのでないかなと思いますで、ぜひとも御検討をお願い申し上げたいと思います。

【共通テーマ3】

【議題】

「C C U S カードリーダー設置の促進について」

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（C C U S）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162 万 6,545 名、事業者登録数 29 万 413 社、新規登録現場数 13 万 8,838 現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11 万 5,066 件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、C C U S のカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4% と最も多く、次にゼロ%が 16.5% と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、C C U S のレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でC C U S との連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてC C U S の本格稼

働くに大きく期待をしています。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めていただきたい。

【(一社) 日本機械土工協会会長 要望】

「CCUSカードリーダー設置の促進について」。建設キャリアアップシステムの運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数162万6,545名、事業者登録数29万413社、新規登録現場数13万8,838現場（令和6年度）、能力評価判定件数11万5,066件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方、建専連が会員団体加盟企業に実施した調査では、CCUSのカードリーダーが設置されている現場の割合は、20%未満が29.4%と最も多く、次にゼロ%が16.5%と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれております。

建専連は、CCUSのレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でCCUSとの連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼働に大きく期待しております。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えております。地方公共団体発注につきましては100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めさせていただきたいと存じます。

ここで皆様のお手元には資料はないのですが、ちょっと私の個人的な話ですけれども、当建専連は8割方が建築系の団体で構成されております。ということで、先ほど申し上げたような非常にカードリーダーの設置率が低いというのは建築業界の特色をもろに表現していると思います。

一方、当日本機械土工協会は土木がメインの団体です。そこで会員団体のある数字を持ってきますと、土木工事の公共土木工事設置率については95.3%ありました。これについては、国交省、県・市、水資源等も本当に公共土木発注ですね。また、今度は民間土木工事、NEXCO、JR、JRTT、電力、これらの公共土木工事設置率については、若干落ちますが、92.3%と。このように建築系・土木系と余りにも数字の乖離が非常に問題と考えております。

つきましては、先ほども要望させていただきましたけれども、地方ゼネコン、民間建築工事への指導を特にお願いしたいと思います。また、国土交通省様の直轄工事、または県・

市への指導の徹底については本当にありがとうございます。よろしくお願ひします。

【国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材）付 建設キャリアアップシステム推進官 回答】

建設キャリアアップシステム（CCUS）につきましては、技能者の処遇改善を進めていく上で重要なインフラであると認識しております、これまでその普及に努めてまいってきたところでございます。国土交通省におきましては、さらなる普及に向けて令和6年度からの3か年で取り組むCCUS利用拡大に向けた3か年計画を昨年7月に公表して、これに基づいて取り組んでいるところでございます。

こちらの計画は、処遇改善や業務効率化などのメリット拡大を進めていこうということで、先ほどお話をございました建退共との連携、あと特に建築分野においてこれまで普及が進んでいなかったところで、1つはその能力評価においてなかなか建築関連のものが土木と比べますと少なかったということで、そういった住宅・建築関連の能力強化もしっかりと取り組んで、3か年計画という形で進めてまいりたいと考えてございます。

また、カードリーダー設置が全然できていませんといったお話をございました。こちらにつきましては、国土交通省だけではなくて様々な主体が一緒になって頑張っていると認識しているところでございます。まずカードリーダー自体ちょっと高いというところについては、安価なカードリーダーの普及、また、振興基金さんのほうでカードリーダーを無償貸与という形で支援する、そういった取組があると承知しております。また、これは民間の企業さんの取組ですが、そもそもカードリーダーではなくて電話発信あるいは顔認証で履歴蓄積できるようにするといった取組があると承知しております。

また、実際カードリーダーを設置して利用する際の費用を地方公共団体さんが公共工事の現場利用料として計上する、そういった取組も進んでいるものと認識しております。こういった形で、国土交通省も当然でございますけれども、振興基金さん、また、民間事業者さん、地方公共団体さん、関係者が一丸となってCCUSのさらなる普及に努めていきたいと考えているところでございます。

【司会】

振興基金の専務理事のほうから何かいかがでしょうか。

【(一財) 建設業振興基金専務理事 意見】

今日、建専連理事として出席しておりますけれども、建設業振興基金の立場も含めて、今の状況について私としてのお願いも含めて申し上げますと、数字的なことを申し上げると、キャリアアップシステムに事業者登録をしていらっしゃる中で、元請と考えられる、つまり土木と建築両方の許可を持っていらっしゃる会社が1万6,000社ぐらいあるのですよ。その1万6,000社のうち、直近の9月で就業履歴の蓄積をしていただいた会社が4,600ぐらいでしたかね。全体の3割ぐらいです。

だから、事業者登録がまだまだそもそも進んでいらっしゃらないところはありますけれども、事業者登録をしていただいても現場で履歴を蓄積していただいている会社が7割ぐらいあるというのが実態でございます。今、お話がございましたけれども、恐らく土木でも当然大きな元請さんはかなり実行していただいていると思うのですけれども、多分地方のゼネコンさんにおいては、まだまだ就業履歴の蓄積まで、あるいはそもそも事業者登録もまだキャリアアップシステムに関してそれほどの魅力、メリットを見出していくだいでないところが今あるのだと思います。

着実にキャリアアップシステムについては関係の皆さんの御尽力でメリットがだんだんと充実してきているとは思っているのですね。先ほど建設振興課長さんからのお話もありましたけれども、この秋からさらに建退共、電子申請との連携が相当便利になりますので、キャリアアップシステムのタッチがそのまま建退共ポイントにつながるということにもなっていきますので、だんだんと地域の建設会社さんにとっても非常に便利な状況にはなっていくのかなと思います。

併せてキャリアアップシステム、今、お話もありましたけれども、処遇改善を最大の目的としてやっている中で、レベル判定をどんどん取っていただいて、レベルを取ったら手当を増やすとか、いろいろな取組をやっていただいている企業さんも増えていますので、そういったことで我々としていろいろな政策を組み合わせながら、キャリアアップシステムに登録する、レベルが上がる、そして現場でもそれを活用することがメリットだったりいろいろ便利になるということを関係の皆さんと一緒にになって頑張っていきたいと思っています。

ちなみに、レベルの判定については、これもよく言われるのですが、まだ9割以上の方が白カードですから、これは加速させなければいけないということで、この8月から当面時限的に来年の3月まで無償化ということをやらせていただきたいと思っていますので、

まだまだPRが足りませんけれども、そういうことで4,000円いただいているのですね。それは審査をする専門工事業団体に対する審査手数料みたいな形でいただいているわけですけれども、そういうものはCCUSの事業の中で各専門工事業団体にお支払いする形で、ユーザーの方の負担をゼロにするということもありますので、そういうことでレベルを取っていただくのを加速すると。

ただ、取って何かいいことがないと、やはり取るインセンティブが働かない部分もあると思いますので、これは先ほど来出ているレベル別での年収の目安を示されたり、いろいろなこと、標準労務費等の課題も今後出てくるのかもしれませんけれども、そういう中で取るといいことがあるということが広がっていくと。そういう取組をいろいろなところで私ども運営主体としても頑張りますけれども、関係の皆さんに併せて取り組んでいただくことでキャリアアップシステムの普及拡大をしていきたいと、このように考えているところでございます。

【司会】

ありがとうございました。いいことがないとというのはまさに標準労務費のことですので、お金が流れないと、評価しても金に変わらないと職人はやりませんので、これが職人の生態ですから、金に変わったらやるということですので。ただ、外国人の視点で考えると、評価基準がちょっとばらばらになっているところもあります。例えば10年かかるところと5年かかるところ、レベル3とか4とかに上がるときに、長いところだとお金がひもづいたときに、そのお金をもらえるのはこの業種のほうが早いということになるわけですね。

5年でレベル3のお金がもらえるのだったら、こっちの職種に行ったほうがいいということで、外国人の偏りなんかも今後は考えられるので、今ここについては建専連内で年数も含めて統一できないかという協議もしていますので、またそれは御報告申し上げたいと思います。いずれにしてもCCUSのメリットというのはお金がひもづいて初めてということですので、そういう意味でも標準労務費の実効性をぜひともお願い申し上げたいと思います。

【独自テーマ】

【議題】

「(労務費の確保関連) 適正な建設機械損料の確保について」

【趣旨】

国土交通省では、建設業法を改正し、担い手確保・処遇改善のため著しく低い労務費の見積りの提出を禁止されました。当協会でも担い手確保のために適正な価格の収受に努めているところです。

業界の特徴として、移動式クレーンの維持費、管理費などの機械損料の比重が見積りの中で高い状況にあり、移動式クレーン車両そのものの実勢取引価格が高騰している現状では、当該機械損料も上昇しておりますが、発注者が参考にしている積算資料、建設物価の作業料金表では労務費を重視しているため、適正な機械損料を下回る可能性がございます。

つきましては、見積りを提出する際、適正な労務費とともに適正な機械損料を記載するよう御指導いただきますようお願いいたします。また、建設Gメンによる監視にこの適正な機械損料等を重要課題としていただき、担い手確保、処遇改善、健全な業界の維持を図っていただくようお願いいたします。

【(一社) 全国クレーン建設業協会会长 要望】

「(労務費の確保関連) 適正な建設機械損料の確保について」。国土交通省様では、建設業法を改正し、担い手確保・処遇改善のため著しく低い労務費の見積りの提出を禁止されました。当協会でも担い手確保のために適正な価格の収受に努めているところであります。

業界の特徴として、見積りは作業料金として内訳を明記せず提出する傾向にあります。移動式クレーンの維持費、管理費などの機械損料の比重が見積りの中で高い状況にあり、移動式クレーン車両そのものの実勢取引価格が高騰している現状では、当該機械損料も上昇しております。発注者が参考にしている積算資料、建設物価の作業料金表では労務費を重視しているため、適正な機械損料を下回る可能性がございます。

今回の建設業法改正に伴い、見積りに適正な労務費を記載することになると承知しておりますが、適正な労務費を計上するためにも料金の内訳で比重の高い適正な機械損料を記載するよう御指導いただき、コストに見合う適正な価格で契約を行える環境を整えていただきますようお願いいたします。積算資料、建設物価につきましてもこれらを適切に反映するよう調査団体を御指導いただくようお願いいたします。

また、建設Gメンによる監視にこの機械損料等が適切に記載されているかを重要課題としていただき、担い手確保、処遇改善、健全な業界の維持を図っていただくようお願ひいたします。

【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業政策調整官 回答】

私のほうからは適正な価格で契約を行う環境整備と建設Gメンについてお答えさせていただければと思ってございます。

現場で働いている労働者の方々の処遇改善に向けましては、適正な請負契約の締結を図っていくことが大事でございます。そういう意味でも、まずは受注者におかれましては適正な材料費、労務費など必要な経費を適正に見積もった見積書を作成いただいて、改正建設業法のルールを遵守して適切に価格交渉していただくことが重要だと思ってございます。そういう意味で、御指摘の機械損料につきましても工事に必要な経費でございますので、適切な価格転嫁を図っていくことが必要であると考えているところでございます。

国土交通省では、例えば労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等といったもので物価高騰による適切な価格転嫁をはじめ、適正な請負代金での契約締結を公共・民間発注者、それから建設業団体に要請しているところでございます。また、改正建設業法のほうでござりますと、受注者が資材高騰等のおそれがある場合、その情報を注文者に通知する義務とか、それが顕在化したときには受注者が注文者へ変更協議を申し出ができる。そして、注文者は誠実にその協議に応じるといった新しいルールも規定されたところでございます。

こうした改正法の内容につきましてもガイドラインをまとめまして民間発注者を含め周知しているところでございますし、建設Gメンにおける調査におきましても、資材高騰等に伴う労務費のしづ寄せ防止など、改正建設業法に基づく新たなルールを踏まえた適切な価格転嫁が実施されているかどうかしっかりと確認を行って、法令遵守の周知徹底に努めていきたいと思ってございます。

また、公共工事でございますと、最新の実勢価格を反映した適切な予定価格の設定とか物価上昇に対応した契約変更のためのスライド条項の適切な運用について総務省とも連携して指導を行うとともに、会議等を通じて働きかけを行ってまいりたいと思ってございます。引き続きサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が図られるようしっかりと取り組んでまいりたいと思ってございます。

【国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材） 回答】

積算資料、建設物価関連の分につきまして、御回答申し上げます。

お話をございました物価資料における価格と取引の実勢価格につきましては、実勢価格が速やかに物価資料に反映されるようにということで、国土交通省から積算資料、建設物価に係る調査主体に対しましては、令和4年以降再三にわたりまして丁寧な調査の実施を要請しております。引き続きこういった物価資料上の価格と実勢価格の乖離の圧縮とか解消に向けて不断の取組を我々としても進めてまいりますし、今回この場で移動式クレーンにつきまして個別分野としての問題提起をいただいたことに関しましては、調査主体とも情報を共有しながら適切にコミュニケーションを取ってまいりたいと思います。

【(一社) 全国クレーン建設業協会会長 要望】

もう少し詳しく御説明させていただきたいと思いますけれども、建設調査会、建設物価調査会の令和7年7月の移動式クレーン作業料金は、積算資料では関東5万4,000円、建設物価では関東6万円、そして、令和7年3月から適用されました我々の公共工事設計労務単価では東京3万500円となっております。令和6年度版の建設機械損料表、例えば25トンのラフタークレーンの場合、購入価格、基礎価格は3万3,510万円で、1日の損料は4万2,200円となります。

現在では機械の値上がりで現在の機械価格、仮に基準価格を相場の4,300万円と仮定しますと、1日の損料は建設機械損料表の計算式に当てはめると5万4,141円となり、機械損料だけで作業料金相当になります。令和6年度版の1日の機械損料4万2,200円で計算した場合で標準労務費を見積りに記載すると、機械損料が実質1万1,700円になり、損料の27%にしかなりません。ほかに我々は燃料油脂、消耗品、安全経費等いろいろかかりますので、これでは資金力に余裕のない企業は到底新車の購入は不可能になり、現行機種の使用耐用年数の到来により廃業し、クレーン建設業は衰退することとなってしまします。

【国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材） 回答】

そういう意味では、先ほど物価資料の実勢価格の反映について御説明いたしましたが、そもそも実勢価格、これは恐らく実際現場の値決めにおいて、どういう形で高騰する減価

償却費がコストを転嫁しやすい環境をつくっていくかということが我々に求められている部分なのかなと理解いたしました。そういう意味で、今回の改正建設業法あるいは労務費の行き渡り対策の中で、これは労務費に限った話ではございませんけれども、見積りを積み上げで、引き算ではなく足し算でしっかりと全体としての価格を確保していくこうという動きの中で、見積書の普及促進に向けた取組をするということを1つの実効性対策として進めておるところでございます。

この中で、各専門工事業団体との連携の中で、今団体によっては標準見積書を既に御用意されている団体もあればない団体もあるということで、標準見積書について改めて作成をするとか見直しをしていこうという御議論をしておりますので、そういった部分で、どこまである意味機械損料とか機械経費の部分を見積書上明記をした上で料金を請求していくという対策が取れるかということにつきまして、しっかりと今後コミュニケーションを取りながら、機械損料、労務費だけでなくその他の経費についてもしっかりと適正展開できるようにということで取組を進めていければと考えておるところでございます。

【司会】

これ業法改正で積み上げに、この調査が、物価本が参考にされます。価格を決める上で、設計者もそうですし、ベースになっているところがございまして、今回業法改正で、市場価格の調査から積み上げに今回の標準労務費というのは変わっていくことに向かっていこうとされていると思うのですね。これ調査基準の見直しなんかが要請とかはされないですか。

建設物価調査会とか経済調査会は、今まで市場価格ですので、仕事がないときはダウントンスパイラルでどんどんどんどん下がっていくので、決められた金が乗る、イコールまた下がっていくという非常に悪循環だったわけですね。それでは下に流れないとことで、今回中央建設業審議会が標準労務費を勧告しますよね。その勧告した単価をベースにするとか、そのようなお願いができるのかということも現在のところは検討の中にはないでしょうか。

【国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材）回答】

今後作成することになる労務費の基準につきまして、書くか書かないか、どういう形でいわゆる物価関連資料に位置づけていただくかということについても今議論はしておると

ところでございますので、何らかの形で一定の方向性を 12 月の施行までに整理するということは考えているところでございます。

【司会】

異次元のビジョンを策定するということで、日建連が新長期ビジョンを発表されましたけれども、そこら辺の受け止めをどう思われているかなというのもありますし、ぜひともお願いとすれば、これ本当にすごい腹をくくったビジョンを出されたなと思っているのですけれども、中身をかいづまんでお話ししますと、2035 年まで、最後に新成人が 100 万人を超える今後の 10 年間、毎年平均 7 %以上の持続的な賃上げ、これ恐らくベースアップのことを言われていると思うのですが、2035 年までの 40 代平均年収 1,000 万円以上を目指すというような所得倍増、倍にするのだという計画を打ち立てられました。今後 10 年ですね。

この辺のところのフォローアップといいますか、これ当然ベースになるお金の流れの仕組みが標準労務費になってくると思うのですけれども、ここら辺の受け止めといいますか、我々とすると本当にやってくれるのかなという実感を恐らくみんな持っていると思うのですね。イコール元請と我々と、労働組合も含めて民間発注者、発注者への転嫁がベースになってこようかと思うのですが、そういう意味での業法改正だったと理解していますので、何かこの受け止めとか、どなたかお答えいただける方はおられますか。

【国土交通省 不動産・建設経済局長 回答】

日建連さんのビジョン、ビジョンを持ちながら問題意識ができるだけ広く共有しながら取り組んでいくというのはすごく大事だと思っていまして、国交省でも以前ビジョンを取りまとめてということもやっていますし、今も検討会的なところで次の取組に向けて何をやっていくかについて幅広く議論をやっていこうみたいなこともスタートしますけれども、そういう意味では、日建連さんも大きな危機感の中で、先を見据えて全体としてどういうものを総合的に取り組んでいくのかという中でこういうものもまとめられたのかなと思っています。

こういうものは我々もよく共有しながら、発注者のお話も会長からありましたけれども、全体で受け止めていかないとなかなか実現はできないのだろうと思いますので、発注側、受注側もそうですし、行政側も含めてこういうことの問題意識を受け止めて何ができる

るかをよく議論していきたいなと思っております。

それから、今日いろいろテーマをいただきました。大変重要なテーマばかり御議論いただいたと思います。岩田会長からも都度いろいろコメントがありましたけれども、労務費の基準は当面で言うと一番大きな課題の1つで、Gメンについても御期待も含めていろいろ激励もいただいたのだろうと思います。

Gメン自体は体制を強化して、しっかりとチェック機能を果たしていきたいと思っていますが、御意見でもいただいているように、まずはやはりきちんとした考え方方が細部にまで浸透して、しっかりととした取組を進めたいということを基本に、それでうまくいかないところについてはGメンでチェックするということで、体制を考えてもGメンで何もかもチェックはできないので、そういうことの浸透をしっかりとやりつつ、Gメンを効果的に活用できるようにしたいなと。

そういう中で、どういうものを見ていくのか、あるいは法律の話ですよというお話をありました。どういうものを皆様にチェックの際に伝えていくのか、効率的なこの在り方についてはさらに我々のほうでも考えていくべきものがあるのかなと思いながら今日お話を伺いました。ちょっとまたその辺は考えさせていただきたいと思います。

それから、工期の話、やはり猛暑の話は国民の関心も高いですし、働く側の関心も高いと思います。まさに売り手市場なので、日本の労働市場全体で働く側がどう働きたいかに合わせて職場を提供するという時代になっていますし、それをほかの産業も含めて競争している状況になっていると思いますので、会長もいろいろ思い切った話というお話がありましたけれども、やはり働く側から見てどう魅力的なものが提供できるかをよく考えていく必要があるのだろうなと改めて思いました。

そういう意味で、宇都宮の試行というのは、新しいことをやろうと思ったときに試行して効果を見ながら展開するということになるわけですけれども、そういう意味で、我々としてもそこは前向きに取り組んでいこうとしているということを改めて御理解いただけるとありがたいなと思いますし、全体の工事自体が遅れることへの抵抗感もやはり関係者はあると思いますので、変形労働時間制みたいなものをより活用しやすくしていくみたいなことも含めて、しっかりと取り組んでいく必要があるのだろうなと思っております。

それから、CCUSのお話もありましたけれども、標準労務費を確保するという話と、車の両輪できちんと能力に応じて支払われるという意味でCCUSは大変大事だと思っています。そういう中で、建築の分野を中心に、まだ十分進んでいない部分についてもっと

しっかりと取り組むべきだということで激励をいただいたのだろうと思います。義務というお話、義務はもちろん負担のある話でもあるので、直ちにということではないのでしょうかけれども、義務というぐらいの勢いで進めていかなければいけないというお話だと思いますので、そこはしっかりと進めていきたいと思います。

労務費の基準というのは、まさに官の世界だけではなくて民の世界、発注も含めて適用されるということありますので、これを機会に民間的なところも含めてCCUSというところでしっかりと動かしていくのだというのを、さらにキャンペーンといいますか浸透を図っていきたい。メリットが感じられるということにこれから軸足も移しながら取り組んでいきたいなと思っております。

【司会】

総括をしていただきましてありがとうございました。国もこれだけ全力でやっていただいているので、我々この標準労務費のスタートというかベースは、月給にできるということ、それと休みを他産業平均まであげられることがベースですからね。月給にすることと休みを増やすことをベースにこの制度設計はスタートしていますので、今日建連が言われた他産業平均の年収を目指してこれをつくったわけですけれども、これって設計労務単価がベースになっていますので、言えば請負価格は上がるのです。

これでアップスパイラルの計算式ができるというか価格転嫁の計算式がやっとできたので、我々はこれはもうちゃんと払わないといけないと。行き渡りという議論になっていますけれども、入ってくるほうは標準労務費でこういう計算式で下に流しますよ、我々に。払わないとこれは我々も罰せられますからね。言えば請負価格は上がっていくので、我々も勇気を持って処遇改善をして払っていくと。そうすると地域の設計労務単価も上がっていきますので、地域格差は同じだけ払えばなくなりますので、計算式は同じ単価になるはずです。歩掛かりを掛けるわけですから。ぜひとも我々ももう最後の勝負と思って腹をくくって、みんなで頑張ってまいりましょう。